

提出書類チェックリスト（補助金申請用）

提出書類と下表の各「確認事項」を照らし合わせ、記入内容を含め漏れなく準備できているかを確認してください。

番号	提出書類	確認事項	チェック
1	(様式第1号) ソーシャルファーム 支援事業補助金交 付申請書	日付は、申請書類の提出日を記入しているか。	
		所在地、法人名、代表者職・氏名は登記簿謄本どおりとなっているか。	
		代表者職・氏名欄は自署又は記名押印(印鑑登録と同じもの)がなされているか。	
		「1.補助金に係る事業を行う場所(事業所)」欄は、 認証又は予備認証申請を行う事業所と、所在地・名称が同一か。	
		「3.申請する補助対象経費・額」欄の「補助金交付申請額」は、 様式第4号「補助対象経費明細書」の補助金交付申請額と金額が一致しているか。 「4.補助対象期間」は、正しく記入されているか。 ※補助対象期間については、募集要項及び記入例をご参照ください。	
2	(様式第3号) 誓約書	誓約欄のチェック項目に記入漏れはないか。	
		日付は、申請書(様式第1号)の日付と同一日を記入しているか。	
		所在地、法人名、代表者職・氏名は登記簿謄本どおりとなっているか。	
		代表者氏名欄は自署又は記名押印(印鑑登録と同じもの)がなされているか。	
3	(様式第4号) 補助対象経費明細 書	正しい経費区分で記載されているか。 ※予備認証申請期間に補助金申請できるのは、「整備・改修費等」のみ。 認証申請期間に補助金申請できるのは、「運営費」のみです。	
		所要金額は税抜きで記載されているか。	
		所要金額の合計は、様式第4号別表1又は同別表2の各経費の合計金額と一致しているか。	
		補助金交付申請額は、所要金額の合計に補助率をかけた金額、かつ千円未満切り捨てとなっ ているか。	
		補助金交付申請額は、補助限度額を超えていないか。	
	【該当する場合のみ】 予備認証申請前に、就労困難者と認められる者を既に雇用している場合、各所要金額は正しく 按分されているか。(詳細は、ソーシャルファーム Q&A Q3-11 参照)		
	(様式第4号別表1) または、 (様式第4号別表2)	経費区分間の誤りはないか。 ソーシャルファームとして申請する事業所の認証区分(認証・予備認証(既設事業所)・予備認証 (新設事業所))により、補助金申請できる経費内容が異なります。 詳細は、募集要項「イ 補助対象となる経費」をご確認ください。 (認証区分により、参照先は異なります)	
		税込・税抜の金額は正しく記載されているか。	
		補助申請する経費にかかる契約先や委託先が、募集要項記載の【その他の主な対象外経費】 シ・ス・セ・ソに該当していないか。	
		補助対象経費の申請漏れはないか。 ※同一の補助対象期間内で追加の交付申請はできないため、ご注意ください。	
4	様式第4号で申請する 経費の見積や積算の 内訳が分かるもの	様式第4号で申請する経費の根拠となる書類(見積書、価格表、商品のパンフレット等)である か。	

下記 5～11 については、認証又は予備認証申請時に提出している場合、提出は不要		
5	事業計画書	<p>【認証申請をする場合】 認証申請で提出する様式第5号の写しであるか。</p> <p>【予備認証申請をする場合】 予備認証申請で提出する様式第5号の2の写しであるか。</p>
6	法人及び事業概要が確認できるパンフレット等	認証又は予備認証申請で提出する書類と同じものであるか(写し可)。
7	法人税確定申告書の写し	認証又は予備認証申請で提出する書類と同じものであるか(写し可)。
8	事業所(ソーシャルファーム)の試算表	<p>認証又は予備認証申請で提出する書類と同じものであるか(写し可)。</p> <p>※予備認証(新設)申請の場合は不要</p>
9	発行後3か月以内の法人の登記簿謄本	認証又は予備認証申請で提出する書類と同じものであるか(写し可)。
10	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書	認証又は予備認証申請で提出する書類と同じものであるか(写し可)。
11	法人事業税及び法人住民税の納税証明書	認証又は予備認証申請で提出する書類と同じものであるか(写し可)。
下記 12～14 については、整備・改修費等で工事費を申請する場合、提出が必要		
12	工事に係る図面	平面図や展開図等、工事施工業者(予定)が作成したものであるか。
13	整備・改修箇所が分かる工事前の現場写真	カラー印刷で A4 用紙にまとめて提出すること。 (枚数制限はありません)
14	工事工程表	工事施工業者(予定)が作成したものであるか。
下記 15 については、様式第 1 号及び様式第 3 号の申請者欄で記名押印とした場合、提出が必要		
15	発行後3か月以内の印鑑証明書	<p>【該当する場合のみ】 様式第1号及び様式第3号の申請者欄において、自署ではなく、記名押印とした場合のみ、提出が必要</p>